

10-30

総学庶第1556号 昭和52年11月21日

科学技術庁長官 宇野宗佑 殿

日本学術会議会長 越智勇一

(写送付先：内閣総理大臣、総理府総務長官、環境庁長官、原子力委員会委員長、通商産業大臣、運輸大臣、衆議院議長、参議院議長)

原子力基本法等の一部改正案に関する見解(伝達)

標記について、日本学術会議第73回総会において、下記の見解に達したのでお伝えします。

記

本会議は、国民の生命と安全を守ることを最優先する立場から原子力の開発が行われるよう、安全確保については徹底した措置がとられ、原子力行政の民主的性格が強化されなければならないことを強調し、その要件についても既にしばしば勧告を行ってきた。

そもそも、原子力の研究、開発及び利用において、国民の生命、健康、安全及び福祉を厳重に保障するための安全規制行政と、国民経済の発展を目的とする原子力の開発・利用のための行政とは、その観点が異なることは、いうまでもない。よそ、原子力の開発・利用を強力に推進するために、安全規制をそれに従属させ、規制の緩和を図ることなどは、あってはならないことである。

我々は、原子力基本法等の一部改正が問題となっている現在、従来本会議が行ってきた諸勧告の趣旨を取り入れ、安全規制を重視し、それを優先する立場が守られることが必要であると考える。

10-31

総学庶第1571号 昭和52年11月21日

日本学術会議会長 越智勇一

我が国におけるDNA分子組換え研究の進め方に関する日本学術会議の見解(声明)

標記について、日本学術会議第73回総会において、別添のとおり声明したので参考までに送付します。

我が国におけるDNA分子組換え研究の進め方に関する日本学術会議の見解(声明)

最近、種を異にした生物のDNA分子相互間に組換えを行うことが技術的に可能になり、それによって基礎研究面はもちろん、応用面においても医学・農学・工学の諸分野にわたり幅広い利用が予想されている。反面このたぐいの研究によって、従来予想もされなかつた有害生物が作られるおそれも考えられるので、研究の是非をめぐって様々な議論を呼んでいる。このことは今後における科学的研究の進め方に関して基本的な問題を投げ掛けるものであって、原子力の研究・開発がもたらした諸問題と類似するところがある。本会議においては科学の研究は人類の幸福と国民の福祉に寄

すべきものであるとの観点から、さきに原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を提唱した。

われわれはこの基本的原則を踏まえて、我が国におけるDNA分子組換え研究の安全方策について検討を進めてきたが、科学の内在的発展の重要性を認識しつつ、同時にこの問題が国民の安全に大きく関係するものとの観点から研究者に対し、たえず国民の了解を得る努力を続けるよう要望する。

以上の見解に基づき当面下記により、その安全を確保するものとする。

#### 記

- 1 ここでいう遺伝子DNA組換えとは、「酵素などを用いて試験管内実験により異種のDNAの組換え分子を作成し、それを生細胞に移入する技術（以下「遺伝子操作」という。）」をいう。
- 2 遺伝子操作は、生物学の基礎研究及び応用に重要な発展をもたらす革新的な技術であるとの認識に立って、その推進を図る。
- 3 遺伝子操作を含む実験系には、全く危険がないと判断されるものから、高度の潜在的危険性の予想されるものまで、様々な段階のものが含まれる。現在の知識において高度の潜在的危険性の予想される実験は実施されるべきではない。
- 4 遺伝子操作の影響に関しては、未だ不明の点が多いので、その実施に当たっては研究従事者の安全はもちろん、公衆の安全確保について十分注意が払わなければならない。
- 5 上述の目的を達成するためには、国内において共通の理解の下に一本化された遺伝子操作実験に関する指針を設定し、それによってすべての研究が行われるようにする必要がある。
- 6 遺伝子操作実験に関する指針については、国際的共通性を保たせることに努力すると共に、我が国研究者の独自性がそこなわれないよう留意する必要がある。
- 7 遺伝子操作実験の安全性を確保するためには、遺伝子操作指針の設定、改廃及び運用等を任務とする組織（遺伝子操作委員会（仮称）、以下「委員会」という。）が必要である。この委員会は、専門家以外の研究者をも含めて構成されることが望ましい。
- 8 遺伝子操作の研究をしようとする者は、実施に先立って、その概要を委員会へ報告しなければならない。
- 9 研究の実施に当たり、遺伝子操作実験に関する指針等を遵守し、研究従事者及び公衆の安全に万全を期する責任は、研究計画を立案し実施する研究者及びその所属する機関が共に負うべきものと考える。
- 10 このたぐいの研究の今後の発展、あるいは企業がこのたぐいの研究・生産等にかかわってくる場合などに生じるであろう諸問題について、日本学術会議は公開、民主、自主の原則に基づいて、広く学術的並びに社会的立場から検討を続け、必要に応じて助言、勧告等を行う。